### 配 偶者 |言の保管制度の創設などが目玉 権や預 於貯金 仮払 い制度

的改正であり、配偶者居住権・配偶者短期居住権、預貯金の仮払い制度、 年以内の施行を予定しており、今後の審議の進捗状況が注目される。 証書遺言の保管制度の創設などが盛り込まれている。原則として公布日から1 わゆる相続法の改正法案が3月13日に国会に提出された。約40年ぶりの抜本 自筆

> 金融調査部研究員 大和総研



### 居住保 の配偶者の 0 権 利を創る 設

(配偶者居住権 被相続人の所有する建物で同

も居住を続けるため、当該建物 問題が生じていた。 資金の確保が難しくなるという 特に高齢の配偶者にとり、 を相続できないケースがある。 額が高額となることで他の財産 の所有権を取得した場合、評価 居する相続人が被相続人死亡後 生活

続人が所有する建物に居住して 法案では、 相続開始時に被相

をベースとした簡易な評価方法

なる。 その終身の間、 または遺贈により、 議論の段階で固定資産税評価額 用権等の評価方法については、 住権付きの建物、 権と比べて評価額が低額となる たものと取り扱われるが、 て、財産的価値相当額を相続し 案されている。遺産分割におい 居住権)を取得できることが提 用・収益ができる権利(配偶者 いた配偶者について、遺産分割 他の財産が相続しやすく 配偶者居住権や居 無償で建物の使 建物の敷地利 原則として 所有

も主張 り相続人以外の第三者に対して 手続をするよう請求でき 偶者は建物所有者に対して登記 また、登記(占有は不可)によ む建物のすべての部分に及ぶ。 して使用していた収益部分を含 定が設けられると思われる。 評価については、今後通達に規 資料参照)。相続税法上の財産 が示されている(法制審議会民 [配偶者短期居住権] 配偶者居住権は店舗や賃貸と (相続関係)部会第19回会議 (対抗) できるほか、 強力な権利といえる。 配

続人が所有する建物に無償で居 護できないという問題があった。 贈された場合などは、居住を保 が、居住建物が他の相続人に遺 保護する取扱いが確立していた 用貸借の合意を推定して居住を 相続人との間での居住建物の使 限られない)には、判例上、 る必要が生じることがある。こ 続人死亡後にその居住を保護す 居する相続人に対しては、被相 住していた配偶者について、 のような同居相続人(配偶者に 法案では、 被相続人の所有する建物で同 相続開始時に被相

なるが はない。また、権利内容は配偶 じめ遺言などで定めておく必要 で住み続けることができる権利 用した2階のみに限られる。 権が発生するのは住居として使 例えば2階建ての戸建ての1階 者居住権より限定されており、 配偶者居住権と異なり、あらか 開始により当然に発生するため、 遺産分割の計算上算入されない していた場合、配偶者短期居住 この配偶者短期居住権は相続 経済的利益を得ていることに ている。 、配偶者短期居住権 2階を住居として使用 配偶者居住権と異なり 配偶者は賃料相当額 が提案さ

、配偶者保護のための方策〕

前贈与していた家が遺産に持ち 則である(特別受益の持戻し)。 戻して相続分を計算するのが原 る場合、 ん特別受益分を相続財産に持ち や生前贈与により特別な利益 (特別受益)を得た相続人がい 取り分が少なくなることが想 現行では、 遺産分割の際、 例えば被相続人が生 被相続人から遺贈 家以外の相続財産 いった

> 則として相続財産に持ち戻さな た場合に限り、この持戻し免除 婦の では、 の意思表示を「推定」し、 住権を含む) れば持ち戻す必要はない い」ことが提案されている。 「持戻し免除の意思表示」 間で居住不動産 婚姻期間が20年以上の夫 が遺贈・ (配偶者居 贈与され があ 「原

から最低6カ月

間、

無償

定され

る。

例外的に被相続

人

## 仮払い制度を創設預貯金の遺産分割前 **の**

「預貯金の仮払い制度の創設」

ない。 ている。法案では、共同相続さ ゆる「便宜払い」は困難となっ どの需要に応じるための、 裁判所での手続 いを認める制度として、 れた預貯金の遺産分割前の仮払 や相続人の生活費、 全員の同意がない限り認められ るため、 た預貯金は遺産分割の対象にな 続人からの払戻し請求は相続人 複数の相続人に共同相続され 実務上、 遺産分割前の個々の相 相続債務の弁済 (保全処 葬儀費用な 家庭 いわ

> 限り、特定の預貯金の全部を仮 に取得することも可能である。 の共同相続人の利益を害しない 内で必要性が認められれば、 額に上限はなく、申立額の範囲 必要になる。他方で仮払いの金 必要があるほか、費用や時間が 人は仮払い 申立てをする方法である。 てたうえで、 分割の審判または調停を申し立 方法①は、 の必要性を疎明する 預貯金の仮払 家庭裁判所に遺産 申立 他

なお、「法務省令で定める額」 ごと)×3分の1×(払戻しを  $\begin{array}{c} 1 \\ 0 \\ 0 \end{array}$ の、これまでの議論の経緯から は現時点では明らかでないもの で定める額」までとされている。 かつ「金融機関ごとに法務省令 求める相続人の)法定相続分」、 な方法である。金額の上限は、 金額までの払戻しを認める簡便 問わず、金融機関の窓口で一定 「相続開始時の預貯金額(口座 方法②は、仮払いの必要性を 万円台と推測される。

促自 進筆 有筆証書遺 遺言では、 するため 証 書遺 言の方式緩和 ための見直にと言の利用! を か

利用する方法、

②裁判所の手続

「の二つが提案されている。 の単独の払戻請求を認める

遺言の本文のほ

要綱版

堀総合法律事務所 [編]

A5判·124頁 定価(本体1,200円+税)

いち早く押さえたい 「相続業務でかわること」

- ▶民法(相続関係)の改正に関する要綱をベースに会融業務に係る改正のポイントを 25問で解説。
- 図を交えたわかりやすい解説で、いち早く お客さまへの影響を把握することにより、 相続・遺言コンサルティング業務に活かせる!
- ▶いつでもどこでも読みやすいA5サイズの 小冊子。

般社団法人会融財政事情研究会 お申込先→株式会社きんざい

### 改正相続法案の概要

に別紙として財産目録を作成し、に別紙として財産を特定するためその目録に財産を特定するため、口座名等)を記すことが多い。自筆証書遺言では、この財産目自筆証書遺言では、この財産目はが高齢である場合などは作成負が高齢である場合などは作成負が高齢である場合などは作成負が高齢である場合などは作成負が高齢である場合などは作成し、にの利用を妨げる原因といわれている。

法案では、財産目録を別紙として添付する場合に限り、自書を不要とすることが提案されている。代わりの作成方法については、議論の段階において、パソコンで作成した書面のほか、ソコンで作成した書面のほか、ピー等を用いる方法が挙げられている。

# 〔自筆証書遺言の保管制度の創設〕

会に 対性を巡って紛争が生じやすい を公 言のように遺言書(原本)を公 言のように遺言書(原本)を公 的機関に保管することができな 的機関に保管することができな が。そのため、日付・署名押印 なる、日付・署名押印 はそれがあり、相続開始後に有 がで、のため、日付・署名押印 はそれがあり、相続開始後に有 の方式不備や紛失・変造等の はそれがあり、相続開始後に有 の方式不備や紛失・変造等の はそれがあり、相続開始後に有

> 開始後、 受遺者、 という問題点がある。 なるため、すぐに遺産分割手続 認手続である検認手続が不要と また家庭裁判所での遺言書の確 容を確認し、相続手続ができる の交付を受けることで遺言の内 の閲覧や「遺言書情報証明書」 創設することが提案された。 に入ることができる。 者、保険金受取人等) 言者の関係相続人等 本)を法務局に保管する制度を 案では、 保管されている遺言書 遺言執行者、 自筆証書遺 は、 祭祀主宰 (相続人、 言 相続 (原

なお、自筆証書遺言は日付・客名押印さえあれば様式や封印の有無は自由だが、保管制度では「法務省令で定める様式に従は「法務省令で定める様式に従って作成した無封の遺言書」がつて作成した無対の遺言書」がある。

## 金銭請求に一本化遺留分侵害の請求は

て効力を失い、財産は減殺の限等は遺留分侵害額の限度においされると、減殺された生前贈与されると、減殺された生前贈与

度で遺留分権利者のものとなる(現物返還)。しかし、利害が対立する遺留分権利者と受贈者対立する遺留分権利者と受贈者ることがあり、それを解消するることがあり、それを解消する段階で新たな紛争が生じてしまうなどの問題が指摘されていた。法案では、この遺留分減殺の効法案では、この遺留分減殺の効法案では、この遺留分減殺の効法案では、この遺留分減殺の効法案では、この遺留分減殺の効が発生する視察が主により遺留分権利者のものとなるの表表により、

## [遺留分の算定方法の見直し] (野牝での災選は不正)

減殺対象となる生前贈与の範囲について、相続人に対するもの) 与(特別受益に該当するもの) 与(特別受益に該当するもの) の場合、過去のすべての贈与が が象とされてきた。法案では、 対象とされてきた。法案では、 での贈与の範囲を「相続開始前 でれている。

# すべて対抗要件が必要に法定相続分を超える財産取得は

抗要件を要するかどうかについするために登記や登録などの対場合、その取得を第三者に主張相続人が相続財産を取得した

贈与等と同じく、意思表示によ ては、 れず、対抗要件は不要とされ るため、民法177条は適用さ なる。他方、相続分の指定また が適用され、対抗要件が必要と る物権変動として民法177条 または遺産分割の場合は通常の を妻に」という遺言)、 指定(例:「全財産の3分の2 相続を原因とする包括承継であ は遺産分割方法の指定の場合は 分かれていた。すなわち、 割方法の指定、遺産分割の れに該当するかによって判断が 遺 言による贈与)、 判例 上 その 取得が遺 相続分 遺産分 いず

法案では、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定のかどうかにかかわらず、法定件を必要とすることが提案されている。相続人は遺言の効力発生(原則として遺言者の死亡)の後、状況によりすぐに登記等の対抗要件を具備しておくことが重要になる。

# [義務の承継に関する見直し]

務については、相続分が指定さ被相続人の借入金等の相続債

### 〔図表〕

### 主な改正内容の一覧

主な改正内容	改正項目			
相続人死亡時)に被相続人の所有する建物に居住していたしてその終身の間、無償で使用・収益ができる。 ・審判)、遺贈で定める必要がある。 ての部分(居住部分以外も含む)について権利を取得でき 関者以外の共有者がいた建物については取得できない。 求権あり。 てその財産的価値相当額を相続したものと扱われる。	配偶者居住権(長期居住権)	配偶者の居住権の創設	1	
相続人死亡時)に被相続人の所有する建物に無償で居住し一定期間(注1)、無償で使用できる。 当然に権利が発生する。 部分に限って権利が発生する(店舗使用部分などは不可)。 を具備することはできない。 て考慮されない。	配偶者短期居住権			
ている夫婦の間で、居住している建物またはその敷地に たは配偶者居住権を遺贈・贈与した場合、「持戻し免除の される (遺産分割において遺産に持ち戻す必要はない)。	配偶者保護のための方策			
質貯金について、遺産分割前に相続人に仮に払い戻すこと 設する。 全処分を利用する方法 または調停の申立ておよび仮払いの申立てをする。 を疎明することが必要。 申立てに基づき裁判所が判断する。 での相続人単独での払戻しを認める方法 額あり(注2)。 貯金は、その相続人が遺産分割(一部分割)により取得しる。	預貯金の仮払い 制度の創設等	遺産分割に関する 見直し ー部分 遺産分		
協議・調停・審判)での一部分割を明文化。	一部分割			
の同意があれば、遺産分割時になお遺産として存在するも 人本人の同意は不要。	遺産分割前に処分された財産の扱い			
別紙として添付する財産目録については、自書不要。 ページに署名・押印が必要。	自筆証書遺言の 方式緩和	方式緩: 自筆証 保管制 遺言制度に関する 見直し 遺贈の: 遺言執:		
証書遺言(法務省令で定める様式で作成した無封のもの) に保管申請できる。 書の閲覧・返還請求可。 ・受遺者・遺言執行者等は、①遺言書の閲覧、②「遺言書 す、③「遺言書保管事実証明書」の交付を請求できる(注3)。 が①または②の手続をした場合、法務局からその他の相続 保管していることが通知される。 検認の手続は不要。	自筆証書遺言の 保管制度の創設			
遺贈の目的物が特定物か否かにかかわらず、相続開始時の 務を負う。	遺贈の担保責任等			
ける遺言執行者の権限を規定。 割方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通知・承 引し請求、預貯金契約の解約の申入れができる。 由の有無にかかわらず、第三者への再委任(復任)ができる。	遺言執行者の権限の明確化等			
らの「遺留分侵害額請求」により、金銭債権が発生する。 の負担額の規定を設ける。	遺留分減殺請求等 の見直し	の見	4	
贈与(特別受益にあたるもの)は、相続開始前 10 年間に て算入する。 計算方法を明文化。	遺留分の算定方法の見直し			
求を受けた受遺者・受贈者が遺留分権利者の相続債務を消 済等)をしていた場合、意思表示により、その限度で金銭 ことができる。	遺留分侵害額の算 定における債務の 取扱いに関する見 直し			
限労金について、遺産分割前に相続人に仮に払い戻とする。 全処分を利用する方法または調停の申立ておよび仮払いの申立てをする。を疎明することが必要。申立てに基づき裁判所が判断する。での相続人単独での払戻しを認める方法領あり(注2)。 行金は、その相続人が遺産分割(一部分割)により込む。 協議・調停・審判)での一部分割を明文化。 の同意があれば、遺産分割時になお遺産として存在人本人の同意は不要。 別紙として著名・押印が必要。 証書管書(法務省令で定める様式で作成した無封のに署名・押印が必要。 証書管申請できる。書の閲覧・返還請求可。・受遺者・遺言書保管事実証明書」の交付を請求できるとの書きの閲覧・返過音書保管事実証明書」の交付を請求できるの書きの遺しまたは②の手続をした場合、法務局からその他会策認の手続は不要。 遺贈の目的物が特定物か否かにかかわらず、相続開係を負う。 する遺言執行者の権限を規定。 関方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定で承継された場合、対抗要件具備(通り方法の指定を設めの解約の申入れができる。由の有無にかかわらず、第三者への再委任(復任)がていた場合で資産を設ける。 電り、特別受益にあたるもの)は、相続開始前10年で第方法を明文化。 まままままないます。 ままままないままないます。 ままままないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま	制度の創設等  一部 分割 割前に処扱い 自示 金 筆 で	見直し 遺言制度に関する 見直し	3	

(次ページに続く)

### 改正相続法案の概要

(前ページの続き)

(Hi) · J · Jhl c /						
	改正項目		主な改正内容			
5		権利の承継に関する見直し	◇法定相続分を超える権利の承継は、取得方法にかかわらず、すべて対抗要件が必要。 ◇債権の承継の場合、相続人の1人が遺言・遺産分割の内容を明らかにして債務者に承継の通知をすれば、共同相続人全員の対抗要件が具備される。			
	相続の効力等に関 する見直し	義務の承継に関す る見直し	◇相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて債権を行使 できる旨を明文化。			
		遺言執行者がある 場合における相続 人の行為の効果等	◇遺言執行者がある場合、遺言の執行を妨げる相続人の行為(相続財産の処分等)は原則として無効。 ◇善意の第三者には無効を主張できない。			
6	相続人以外の者の	相続人以外の者の貢献	◇被相続人の親族(ほ4)は、療養看護等の無償の労務提供により被相続人の 財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続人に対して金銭(特別寄与料) を請求できる。 ◇各相続人は法定相続分(または指定相続分)に従って負担する。 ◇協議が成立しない場合、家庭裁判所の調停・審判で決まる。			

- (注)1. 居住建物が遺産分割の対象になる場合、遺産分割により建物の帰属が確定した日または相続開始から6カ月経過日の いずれか遅い日までの間。居住建物が遺産分割の対象にならない場合、取得した者が配偶者短期居住権の消滅の申入れ をした日から6カ月経過日までの間。
  - 2. 上限金額は、相続開始時の預貯金額(口座ごと) × 3 分の 1 × (払戻しを求める相続人の) 法定相続分、かつ金融機関 ごとに法務省令で定める額まで。
  - 3. 「遺言書情報証明書」には遺言書の画像情報や保管開始日等、「遺言書保管事実証明書」には遺言書の作成日や保管場 所の情報等が記載される。

外

の者には寄与分制度はな

61

分割において「寄与分」 に特別の寄与をした場合、

として

遺産

乗せされる。

他方、

相続人以

より被相続 対する労務

人の

財産の維持増加

提供

•

財産給付等に

続人は、

被相続人の事業に

- 4. 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。
- (出所) 改正法案から大和総研作成。

先順位の 别 続 弟 子 被相続人の財産の維持増加に特 の労務提供をすることによって 族とは、 できることが提案されて して金銭 0 の寄与をした場合、 配偶者 妹 配偶者の連れ子 3 (2親等の 相続 親等内の 6親等内 (特別寄与料) (1親等の 人が 姻族を いる場合の Ш の血 族 相続人に (1 親 姻 族、 V 族 を請 被 11 る。 相 兄 配

られる相続人との公平の観点か 親族」が、 法案では、 相続人でない被相 無償で療養看護等 寄与分制度を受け 続 人の 適

5

こば ゃ し あ

用される(経過措置)

弁護士会所 注力してい 制度調査課所 15年大和総 取引法、 制 は 特に税 度の 調査を行ってお 心研入社。 民法に関する (属)。 制 らきこ 属。 会社法、 国内外の 弁護士 金融 金融 調査 ŋ 調 (東京 法 査 商 現 律

特相 ることが提案されている。 別

法案ではこの取扱いを明文化す 求できるのが現行の取扱いだが 定相続分に従って各相続 n

て

W

いる場

合でも、

権者は

法

人に請

寄与料を請求できる

### 1年以内 以内に施行 て公布 日 か

されて 開始した相続にもさかの で定める日からの施行が提案さ 払い制度 よび自筆証 れている。 して公布日から1年以 令で定め ては公布日から6 自筆証書遺 ついては公布日 改正法が成立すれ る日 る。 0) 書遺 改正 例 言 な からの 0) 外的に、 お、 方式緩和 は、 から2年以 言 カ月以 0 、保管制度 施行 預貯 施行 ば、 居 内 が提案 につ 住権 1の政 原則 ぼ 金 内 日 度に 0 内、 前 0 政い 仮 お 令 ٢

また、 象にならない)。 られている 0) 0 配 姻 偶者等は対象にならな 族 寄与行為は労務提供に限 等 が 財 ?含まれ 産上の給付は る が、 内 11 対